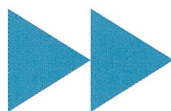


暦年課税制度の 生前贈与加算期間が変わりました

相続財産に加算される生前に贈与した財産の対象

(令和5年まで)

相続開始前
3年以内のもの

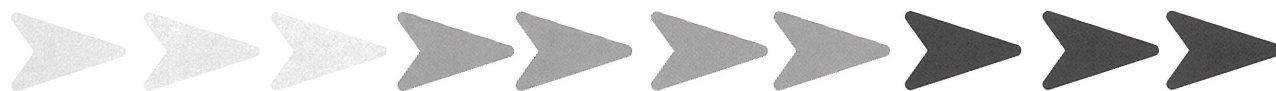


(令和6年以後)

相続開始前
7年以内のもの

令和6年以後

10年前 9年前 8年前 7年前 6年前 5年前 4年前 3年前 2年前 1年前



相続
発生

相続開始前7年以内の贈与が相続財産に加算

※延長された4年分（3年前から7年前）の贈与のうち総額100万円までは加算されない

**つまり相続税対策として贈与税のかからない限度額110万円
を毎年贈与しても7年前のものまでは効果が無くなります**

ただしすぐに影響が出るわけではなく、以下の図の流れで加算される期間が順次延長されていきます

①移行前

～令和8年(2026年)
12月31日

②移行期間中

令和9年(2027年) 1月1日～
令和12年(2030年) 12月31日

③完全移行後

令和13年(2031年)
1月1日～

①令和8年12月31日までに
相続が発生した場合

生前贈与加算期間：3年

②令和9年1月1日～
令和12年12月31日まで
に相続が発生した場合

生前贈与加算期間：3～7年

③令和13年1月1日以後
に相続が発生した場合

生前贈与加算期間：7年

※令和6年5月現在の法令による

吉川和章税理士事務所

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



054-255-1872



お電話または左記QRコードより
お気軽にお問い合わせください！